

府公活第11号  
平成29年12月6日

府中市地域公共交通活性化協議会  
委員 《氏名》 様

府中市地域公共交通活性化協議会  
会長 渡邊 一成

平成29年度第4回府中市地域公共交通活性化協議会の開催について  
(通知)

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

府中市公共交通の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、見出しの件についてですが、書面よりご審議いただきたく、別添のとおり議案を  
発送いたします。

つきましては、議案をご確認していただいた後、平成29年12月25日(月)までに別  
添表決書を送付いただきますようお願いいたします。

[添付資料]

- (1) 議案集
- (2) 表決書

府中市地域公共交通活性化協議会  
(事務局：府中市まちづくり課)  
〒726-8601 府中市府川町 315  
TEL 0847-43-7159  
FAX 0847-46-1535  
MAIL [tokei@city.fuchu.hiroshima.jp](mailto:tokei@city.fuchu.hiroshima.jp)  
担当：掛江、能島

平成29年度第4回  
府中市地域公共交通活性化協議会

議案集

平成29年12月

# 会 議 次 第

## 1. 議 事

第 1 号議案 府中市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

第 2 号議案 平成 2 9 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

第 1 号議案 府中市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正

## 第 1 号議案 府中市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

### 【提案理由】

府中市では平成 30 年度、地域公共交通網形成計画を策定します。計画策定には市内を運行する公共交通機関の事業者の意見の反映は必要不可欠なものです。現在、一般旅客自動車運送事業者として、バス・タクシー事業者には委員に就任していただいておりますが、JR 福塩線の運行事業者が委員に含まれておりません。

よって、規約の一部改正により協議会の委員に、鉄道事業者を追加するものです。

第 2 号議案 平成 2 9 年度地域公共交通確保維持改善・事業評価

# 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

平成29年12月6日

協議会名： 府中市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
(株)中国バス	府中市役所～道の駅びんご府中～府中市民病院～府中市役所	道の駅を交通結節点に位置づけ、他の路線バスとの乗継をスムーズにし、中心部に立地する病院、商業施設への接続を改善した。	A 計画通り事業は適切に実施された。	A 道の駅を中心とした中心部と集落部を結ぶ交通ネットワーク再編による利便性向上策により、年間利用者数は19,626人で、目標の17,000人を大幅に超えた。	循環バスの新規路線をまちなかの交通不便地域へ乗り入れることにより、公共施設・医療施設・商業施設への利便性向上を図る。

## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

平成29年12月6日

協議会名:	府中市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>府中市は、平地部、中山間部を含む多様な地域特性を有している。主な都市機能が集中している中心市街地は山と川に挟まれた平野部に位置し、そこから福山市に繋がる東南部に居住が集中している。また北西部に位置する中山間地においては、人口減少の傾向が著しく、市全体としても高齢化率は非常に高い状況となっている。</p> <p>本市の公共交通の状況は、幹線的な交通機関として、JR福塩線、福山市と府中市中心部を結ぶ路線バスが運行している。また、中心部と集落地域を結ぶ路線バスについては、民間バス事業者が撤退した路線を本市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者に委託し運行している路線が大半となっている。そのため事業の採算性は低く、その支出が市にとって大きな負担となっているが、公共交通は市民生活の重要なネットワークを担っており、都市機能が集約した中心市街地と集落地域を結ぶものとして、まちづくりに必要不可欠なものである。</p> <p>とりわけ、市街地循環バスは周辺地域との交通結節点であるJR府中駅、道の駅を網羅し、市民生活に欠かせない通院や買い物に効率よく利用できるようルートを設定している。</p> <p>今後は、中心市街地に存在する交通不便地域の解消を図り、現行の市街地循環バスとあわせた、まちなかの利便性向上を目的として、市街地循環バス新ルートを整備し、中心市街地と集落市街地のネットワーク再編を行い、住み続けられるネットワーク型コンパクトシティを構築する必要がある。</p>



# 平成29年度 地域公共交通確保維持改善事業 事業評価 府中市地域公共交通活性化協議会 生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統)の概要

## 府中市の概要

- ・平成16年4月に1市1町が合併
- ・人口 40,069人(平成27年度国勢調査)
- ・面積 195.75km<sup>2</sup>

## 協議会の構成員

府中市 市民・利用者代表 (株)中国バス 中国タクシー(株)  
(一社)広島県タクシー協会 労組代表 広島運輸支局  
広島県 道路管理者 府中警察署 学識経験者  
その他行政

## 概要

府中市は、平地部、中山間部を含む多様な地域特性を有している。幹線的な交通機関として、JR福塩線、福山市と府中市中心部を結ぶ路線バスが運行している。また、中心部と集落地域を結ぶ路線バスについては、民間バス事業者が撤退した路線を本市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者へ委託し運行している路線が大半となっている。そのため事業の採算性は低く、市にとって大きな負担となっている。一方では、マイカーを自由に利用できない高齢者を中心に公共交通の必要性は高くなっている。特に、中心市街地には、公共施設や医療施設等の都市機能が集中しているにも関わらず公共交通機関の少ない地域であったため、中心市街地と市街化区域をカバーする地域内幹線系統として、平成22年10月から市街地循環便「府中ぐるっとバス」の本格運行を開始した。

また、平成28年10月に市中心部に道の駅びんご府中を供用開始したことに伴い、交通結節点として、市街地循環バス、集落部と結ぶ路線バス、都市部を繋ぐ高速バスの乗り入れも開始し、利便性向上を図った。

## 協議会の主な取り組み

- ・利用者ニーズに合わせた路線バス等の再編
- ・モビリティマネージメントによる公共交通利用促進事業
- ・交通空白地域におけるフィーダー交通の検討・導入
- ・過疎地域や交通不便地域における区域型及び路線不定期型のデマンドタクシーの運行
- ・市街地循環便利用促進キャンペーンの実施他

## 協議会における検討

### 協議会の開催状況 6回開催

- ・第3回(H28年10月17日)確保維持改善計画の変更について協議(書面審議)
- ・第4回(平成29年1月12日)事業評価について(書面審議)
- ・第5回(平成29年1月30日)バス路線再編について協議
- ・第1回(平成29年5月22日)決算・予算、事業計画、確保維持改善計画、生活交通改善事業計画について協議
- ・第2回(平成29年8月21日)バス路線再編について協議
- ・第3回(平成29年9月15日)庄原市営バス路線について協議(書面審議)

## 定量的な目標・効果

府中ぐるっとバス

(目標)・年間当たり利用者数を17,000人とする(昨年度実績 17,871人)

(効果)・当該路線は府中市の目指すネットワーク型コンパクトシティを実現するための、中心市街地において、都市機能である公共公益施設、医療施設及び商業施設等を接続する地域内幹線である。交通結節点であるJR府中駅や道の駅でJRや地域幹線バス、高速バスとの乗り継ぎを行うことにより、広域的な移動利便性が向上する。

・市民の日常生活に不可欠な地域内の移動の利便性向上、公共交通空白地域の削減、地域特性・利用者特性に応じた多様な地域内移動サービスが確保できる。

昨年度の自己評価に  
対するフォローアップ

- ・道の駅を交通結節点と位置づけ、集落部から中心部の都市機能施設へのネットワークをぐるっとバスによりスムーズに行うことで、利用者拡大を図る。
- ・高齢者等の交通弱者に対して、モビリティマネジメントによりバス利用を促し、利用者拡大を図る。

昨年度の運輸局二次評価に  
対するフォローアップ

- ・医療機関への利用者増加は一定程度の達成が図れた。今後より利用率の向上を図るためには、住民のお出かけを楽しくする工夫が必要であり、沿線商業施設との共同企画等による利用促進を図り、多目的での利用を促す工夫を図る。
- ・小学生等の若年層をターゲットとしたバスの乗り方教室等のモビリティマネジメントを実施し、利用者層の拡大を図る。

## 実施した利用促進策

- ・道の駅と市民病院へバスロケーションシステムの表示機を設置し、利便性向上を図り、病院利用者の利用促進は図れた。病院利用者以外の利用促進策として、夏休みにバスの絵画を小学生から募集し、バス車内に展示した。また、12月のクリスマスや7月の七夕に合わせて保育所園児によるバス車内の飾り付けを実施した。これにより普段バスを利用しない子育て世代や新たな顧客のバス利用を促すことができた。

## 地域住民の意見の反映

- ・現行の市街地循環便であるぐるっとバスは一定の利用者定着が図る事ができた。しかしながら、市街地内の交通不便地域の解消については実施できていない。平成25年度策定した公共交通総合連携計画においては、本山町、出口町への循環バスの運行、平成28年に実施した市民意識アンケートにおいては高木、中須地域への循環バスの運行が望まれている。今後は住民からヒアリング、ニーズ調査を行い、必要性の高い地域に対しては運行実施を検討する。

## 事業実施の適切性

市街地循環バス：

- ・計画どおり適切に実施されている。
- ・1日13便1周約40分の運行は利用者にも分かり易く、定着している。
- ・道の駅を交通結節点として、他の路線への接続もスムーズに行われ、利用者の利便性向上が図れている。

## 目標・効果達成状況

利便性の向上(道の駅を交通結節点に位置づけ、路線バスとのネットワーク再編、バスロケーションシステム表示機の設置等による乗り継ぎ改善)に配慮した交通手段の確保ができた。

(目標)年間利用者数は19,626人で、目標17,000人を達成した。

- ・道の駅を交通結節点に位置づけ、集落部と中心部を結ぶ路線バス、都市部と結ぶ高速バス、デマンドタクシーを集約した。そこに市街地循環便であるぐるっとバスの乗り入れを行うことにより、中心市街地内に立地する公共施設、医療施設、商業施設への公共交通ネットワークの再構築を図り、利便性向上を図った。
- ・道の駅と市民病院にバスロケ表示機を設置し、施設内に居ながらにして、バスの運行状況が把握でき、利用者の利便性向上を図った。
- ・昨年度実施した市民病院利用者への無料乗車券配布により、通院目的のぐるっとバス利用者の定着を図る事ができた。今年度はクリスマス、七夕の時期に保育園児による車内の飾りつけを実施した事により、子育て世代等の新たな利用者発掘を図る事ができた。

(効果)通院をはじめとして、買物、公共施設への用事など、高齢者を中心とした交通弱者の日常の移動手段を確保維持することができた。また、幹線バス、高速バスに接続しているため広域的な移動も可能である。

## 事業の今後の改善点

・交通結節点機能を有する道の駅への高速バス、路線バスなどの乗り入れと同時に市街地循環バスも乗り入れた事により、利用者は伸びた。ただし、市街地内には未だ交通不便地域が存在しており、住民から市街

地循環便の運行が望まれている。現行の循環便についても逆まわりの要望も強く、合わせて今後住民ヒアリング、実証実験等の実施により運行について検討を進める必要がある。

・利用拡大のためのモビリティマネジメントの実施

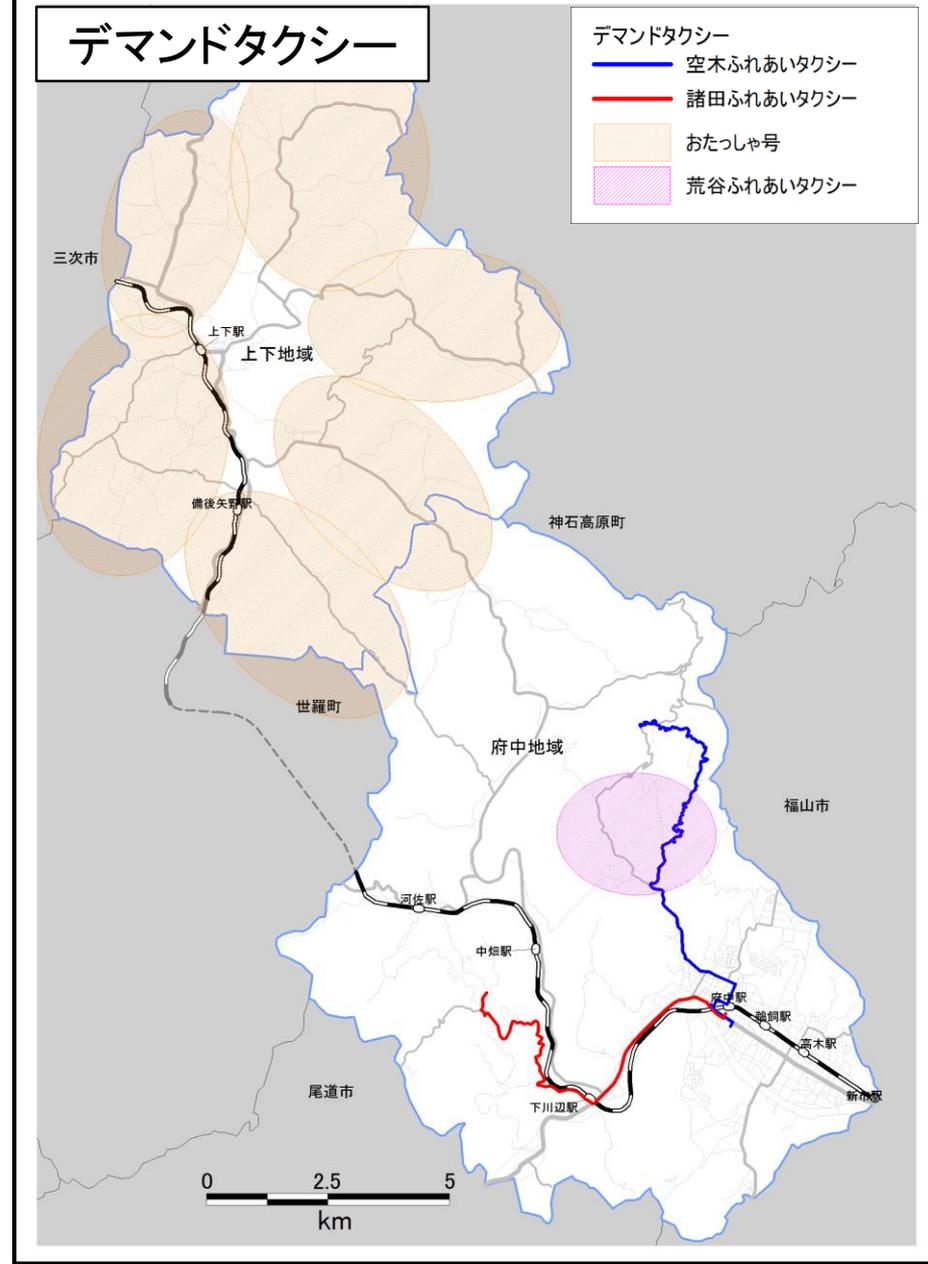
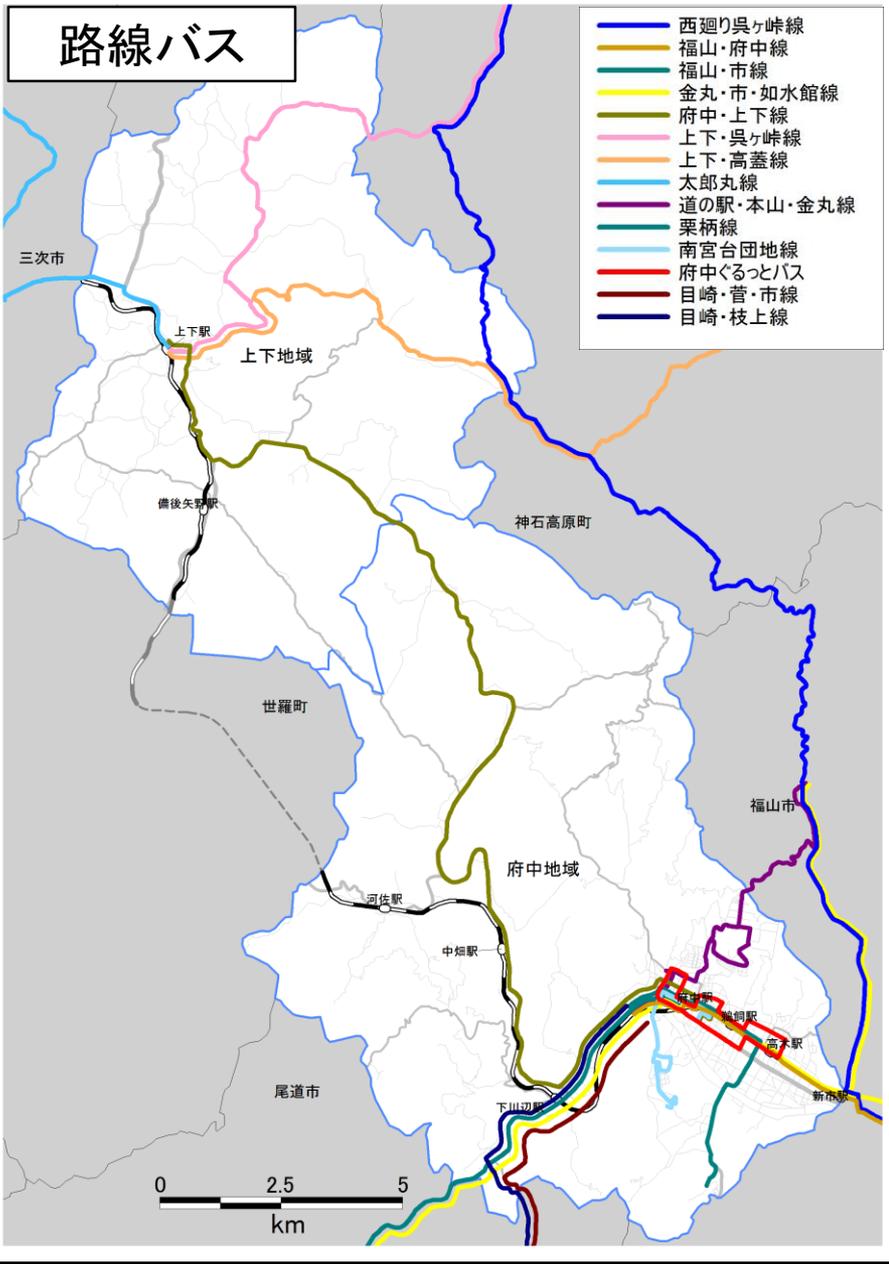
→小学生等の若年層に対し、バスの乗り方や市街地循環バスの乗車体験をすることにより、利用者層の拡大を図る。

・市街地循環バス沿線付近の公共施設や商業施設との共同企画やイベントの開催

→沿線内には、図書館や児童会館など集客できる公共施設が点在しており、各施設でのイベント開催時に合わせ、市街地循環バスを利用を促すキャンペーンを実施し、従来とは違う新たな利用者を掘り起こす。また、沿線沿いの商業施設との共同企画等による連携を図り、住民のお出かけサポートができる路線として確立させる必要がある。

・今後は道の駅を中心とした交通ネットワークを構築し、中心市街地の利便性を高め、住み続けられるネットワーク型コンパクトシティを形成する。

交通体系図 別紙



# 運行系統図 別紙

系統名 府中市役所～リ・フレ～府中市役所  
 運行形態 4条路線  
 運行日・便数 月～土曜日(12/29～1/3、祝日除く) 1日13便  
 運賃 1乗車につき大人(中学生以上)150円、子ども(小学生)80円、小学生未満(保護者同伴必要)無料

## 府中市市街地循環バス路線図

..... : 運行経路

停留所名			
No	名称	No	名称
1	府中市役所	16	元町東
2	道の駅ふご府中	17	鷺飼
3	府川	18	府中警察署前
4	府中農協前	19	市民病院前
5	西町	20	広谷
6	辻町	21	リ・フレ前
7	府中公園入口	22	森木
8	府中公園前	23	高木郵便局西
9	キテラスふちゅう前	24	臼井
10	永井町	25	府中警察署東
11	府中駅前	26	森木橋東
12	駅前元町	27	森木橋西
13	元町西	28	薬師堂
14	音無東		
15	北川クリニック前		



府中市地域公共交通活性化協議会規約改正（案）新旧対照表

（傍線部分は改正（案）部分）

改正案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（事務所）</p> <p>第 2 条 協議会は、事務所を広島県府中市府川町 3 1 5 番地に置く。</p> <p>（業務）</p> <p>第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（1）網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（2）網形成計画の実施に関すること。</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（事務所）</p> <p>第 2 条 協議会は、事務所を広島県府中市府川町 3 1 5 番地に置く。</p> <p>（業務）</p> <p>第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（1）網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（2）網形成計画の実施に関すること。</p>

(3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する  
こと。

(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、  
運賃、料金等に関すること。

(5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収  
受する対価に関すること。

(6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達  
成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 住民又は利用者代表

(3) 鉄道事業者

(4) 一般旅客自動車運送事業者

(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転  
手が組織する団体

(6) 中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者

(7) 広島県知事又はその指名する者

(8) 道路管理者

(9) 府中警察署長又はその指名する者

(10) 学識経験者

(11) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員によ  
り新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間

(3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する  
こと。

(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、  
運賃、料金等に関すること。

(5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収  
受する対価に関すること。

(6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達  
成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 住民又は利用者代表

(3) 一般旅客自動車運送事業者

(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転  
手が組織する団体

(5) 中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者

(6) 広島県知事又はその指名する者

(7) 道路管理者

(8) 府中警察署長又はその指名する者

(9) 学識経験者

(10) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員によ  
り新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間

とする。

2 委員の再任は妨げない。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長1人

(3) 監査委員2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(会長、副会長及び監査委員)

第7条 会長及び副会長は、委員の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 監査委員は、協議会の出納監査を行い、結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

とする。

2 委員の再任は妨げない。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長1人

(3) 監査委員2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(会長、副会長及び監査委員)

第7条 会長及び副会長は、委員の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 監査委員は、協議会の出納監査を行い、結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

<p>3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の尊重義務)</p> <p>第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。 (幹事会)</p> <p>第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会)</p> <p>第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が</p>	<p>3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の尊重義務)</p> <p>第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。 (幹事会)</p> <p>第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会)</p> <p>第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が</p>
--	--

別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、府中市建設産業部まちづくり課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、府中市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、府中市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年府中市条例第30号)の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこ

別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、府中市建設産業部まちづくり課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、府中市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、府中市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年府中市条例第30号)の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこ

れを清算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

れを清算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。